

## 職員の懲戒処分について

千曲市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者

教育委員会 主幹 男性(50代)

### 2 処分の内容

減給 10分の1 6か月

### 3 処分事案の概要

令和元年東日本台風により被災した更埴文化会館の施設災害復旧工事において、消火設備に不具合があることが判明したことを上司に速やかな報告及び相談せず先送りとし、安心安全な施設利用ができないこととなった。

このような行為は、地方公務員法第 33 条に違反するため同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき処分を行った。

### 4 処分年月日

令和 4 年 9 月 14 日

### 5 管理監督者に対する措置

部長職:減給 10分の1 1か月

課長職:減給 10分の1 6か月

今後このようなことが二度と起こらないよう組織的情報共有及び上司による事業の進捗管理に努め、市政の信頼回復に全庁挙げて取り組んでまいります。

#### 【地方公務員法第 33 条】

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### 【地方公務員法第 29 条第 1 項】

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

### 本件に関する問い合わせ先

千曲市教育委員会 教育総務課 (課長)小岩 多美子 (担当)小林 永典

電話(代表)026-273-1111(内線 4104) メールアドレス kyoiku@city.chikuma.lg.jp